

平成24年6月25日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 企業業績悪化前の役員給与減額も可能

— 国税庁「役員給与Q & A」一部改訂 —

### ◎ 「定期同額給与」

役員給与は特別な場合を除き基本的には、同金額を1カ月以下の一定期間ごとに支給する場合のみ、「定期同額給与」として経費に計上することが認められています。

ただし、「企業業績が著しく悪化した理由により」定期給与の額を減額した場合も、その減額前後の役員給与は「定期同額給与」とされ、経費に計上することが認められます。

### ◎ 「企業業績が著しく悪化した理由による減額」と認められる場合・・・今までの取扱

「企業業績が著しく悪化した理由により」減額したと認められる場合とは、一時的な資金繰悪化、業績目標未達成などは該当せず、具体的には、

- ①株主との関係上、役員としての業績悪化の経営上の責任から役員給与を減額せざるを得ない場合。
- ②取引銀行との借入金返済のリスクスケジュール協議上役員給与を減額せざるを得ない場合。
- ③取引先等利害関係者からの信用を維持・確保する必要から経営状況改善計画が策定され、これに役員給与の減額が盛り込まれた場合。

とされていました。

つまり、今までの取扱では、既に業績が悪化した場合にのみ言及されていました。

### ◎ 「企業業績の著しい悪化が不可避と認められる場合」・・・平成24年4月追加事項

これまでの、既に業績が著しく悪化した場合に「定期同額給与」の減額が認められるケースに加え、

- ①「現状では数値的指標が悪化してるとまでは言えないものの、役員給与の減額などの経営改善策を講じなければ、客観的な状況から今後著しく悪化することが不可避と認められる場合」
- ②「今後著しく悪化することが不可避と認められる場合であって、給与減額等の経営改善策を講じたことにより、結果として著しく悪化することを予防的に回避できた場合」

も「定期同額給与」の減額が認められるとしています。

具体的には取引先が不渡手形を出した場合、欠陥商品を出した場合等、客観的事実、状況から判断される場合に限られ、単なる将来の見込みによる場合には認められません。

従って業績の悪化が不可避と判断される客観的な状況としてどのような事情があったのか、経営改善策を講じなかった場合の業績悪化を防止するために具体的にどのような計画を策定したのか、といったことを説明できるようにしておく必要があります。